

＜岡山県の公衆衛生医師として勤務を希望される方へ＞

【勤務地、やりがい】

本県の公衆衛生医師の勤務場所は、県内5つの県保健所又は県庁保健医療部です。

公衆衛生医師の仕事は、医師法第1条の『公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保する』に示された医師の使命に合致するものと言えます。人々が気付かないところでの健康指標の改善、感染症や災害等発生時の対応に対する住民やマスコミからの肯定的評価、自治体首長・議員・自治体職員・関係団体からの感謝などが、仕事から得られる主な報酬・やりがいのように思います。患者さんや御家族から感謝される臨床現場とは相当に異なります。

また、臨床現場での仕事と異なる点がもう一つあります。公衆衛生行政を掌る上では、まずは法令や予算など既に定められた制度に則った判断・作業が求められます。担当業務であっても保健師、栄養士、歯科医師、薬剤師、獣医師、事務職など、様々な職種の職員から提案・指示・指導・助言を受けながら判断し業務を進めることになります。医師に大きな裁量が委ねられる臨床医療現場とは勝手が違います。見方を変えれば、制度・ルールに則った行政組織としての業務の遂行なので、医師個人が全ての責任を負うことは殆どありません。

【業務、研修等】

本県に採用された場合、初めは担当者・スタッフからスタートします。担当業務を通じた学習や経験の蓄積、研修や学会への参加、他自治体職員との交流等を通じて研鑽を積みつつ昇進し、将来的には保健所長等幹部職員として勤務いただくことが期待されています。大きな研鑽の機会として、保健所長に就任する資格要件にも位置付けられている保健医療科学院（埼玉県和光市）での3か月間の研修（行政機関で公衆衛生医師として勤務するための基本知識を修得いただくためのもの）や、岡山大学と共同で運営している社会医学系専門医研修（履修期間は3年以上）などが用意されています。

【休日等の過ごし方】

休日、あるいは年休を使って外出、または遠方に旅行に行くことは、仕事のやり方次第で可能です。さらに言えば、周りのスタッフとの打ち合わせや担当業務の早めの完了など、休暇取得の準備を周到にして十分に休日を取得するなどは、むしろ推奨されます。夏季休暇、病気休暇、介護休暇、産後休暇、育児休業など福利厚生は充実しています。

時間外勤務は、医療関係者との会議や研修が休日夜間に比較的多いため、県行政組織の他部局よりは若干多いように思いますが、仕事の進め方や関係者との相談により、かなりの調整は可能と思います。業務時間以外で地域の方々・関係者との交流会等の機会として、医師会などは研修会・講演会等を頻繁に行っており、これに足しげく通うこともお互いの信頼関係の強化に有効に働きます。行政は、法令・制度に則って進めるとは言うものの、それを進めるのは関係者、つまり人なので、幅広い関係者と良好な関係性を保っておくことが望まれます。

公衆衛生医師の生活や仕事全般については、全国保健所長会のホームページなども参照くだされば良いと思います。

本県の公衆衛生行政に従事してくださる医師を募集しています。関心があれば遠慮なくお問い合わせください。